

別紙

諮問第1105号

答 申

1 審査会の結論

本件部分開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇年〇月〇日、〇〇警察署は申請人を保護したところ、取扱に関して、〇〇警察署が作成した当日の当直日誌又は当直に関する記録」の開示を求める本件開示請求に対し、警視総監（以下「実施機関」という。）が令和5年7月12日付けで行った本件部分開示決定について、その取消しを求めるといふものである。

3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件部分開示決定は、適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求は、令和6年6月7日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和8年1月29日に実施機関から理由説明書を收受し、同日（第198回第三部会）から同年4月20日（第200回第三部会）まで、3回審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

## ア 活動記録表について

警視庁警察署地域警察運営規程(昭和44年10月15日訓令甲第28号)25条において、警察署長は、当務日の活動状況を地域警察官に記載させておかなければならない旨が定められ、交番等及び警ら用無線自動車勤務の地域警察官(以下「交番等勤務員」という。)は、警視庁警察署地域警察運営規程の運用について(平成13年12月26日付通達甲(地. 総. 企)第8号。以下「通達」という。)第3、19(1)により、それぞれ活動記録表によって、活動状況を記録することが定められている。

また、通達第3、13(2)ウにおいて、交番等勤務員による活動のうち、警ら及び巡回連絡以外の所外活動で、被害臨場、交通事故取扱い及び保護救護等に従事する場合を「特別勤務」ということが定められている。

## イ 本件対象保有個人情報及び本件不開示情報について

実施機関は、本件開示請求に対し、活動記録表(〇〇警察署、令和〇年〇月〇日)〇〇1号、〇〇2号、〇〇交番、〇〇交番、〇〇交番(以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。)を特定し、警察職員の氏名及び印影(管理職を除く。以下「本件不開示情報1」という。)は法78条1項2号及び5号に、「特記事項」欄のうち特別勤務に係る部分(開示請求者に関する部分を除く。以下「本件不開示情報2」という。)は同項2号、5号及び7号に、さらに、本件不開示情報1及び2以外の不開示とした部分(以下「本件不開示情報3」という。)は同項5号及び7号にそれぞれ該当するとして、本件部分開示決定を行った。

## ウ 審査会の審議事項

審査請求人は、審査請求書及び反論書において、本件部分開示決定の取消しを求めるとともに、同決定に係る理由付記について、処分庁の不開示の理由付記は不十分であり、行政手続法(平成5年法律第88号)8条1項に違反する等と主張する。

よって、審査会は、本件部分開示決定における、本件不開示情報1から3までの不開示及び理由付記の妥当性について検討することとする。

## エ 本件不開示情報の不開示妥当性について

(ア) 本件不開示情報1の不開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件不開示情報1は、いずれも管理職でない警察職員の氏名及び印影であり、これらは個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであることから、法78条1項2号本文に該当する。

実施機関では、管理職にある警察職員の氏名については、慣行として公にしているが、その他の警察職員の氏名については、慣行として公にしていないとのことであるから、本件不開示情報1は、法78条1項2号ただし書イに該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件不開示情報1は、法78条1項2号に該当し、同項5号該当性について判断するまでもなく、不開示が妥当である。

(イ) 本件不開示情報2及び3の不開示妥当性について

審査請求人は、本件不開示情報2は警察官の職務に関する情報である旨を主張するとともに、本件不開示情報2及び3について、過去の地域警察活動における体制、活動状況が明らかにされても、将来の犯罪の企図が容易になることはないため、開示すべきである等とも主張する。

これに対して、実施機関は、本件不開示情報2は交番等勤務員の取扱いに関する記録であり、開示請求者以外の個人に関する情報が含まれているところ、当該情報は交番等勤務員の職務遂行に係る情報であるとともに、当該勤務員に取り扱われた個人に関する情報でもあるから、当該情報を開示することとなると、他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されるおそれ又は特定の個人が識別されなくとも個人の権利利益を害するおそれが認められ、法78条1項2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書に該当しないと説明する。

また、本件不開示情報2及び3は、地域警察活動における体制、活動状況等の情報であって、これらの情報を開示すると、当該情報を分析されることにより、犯罪を企図する者の行為を容易にするなど、交番等勤務員が、襲撃や有形無形の嫌がらせ等の危険にさらされ、交番等勤務員の生命又は身体に危害を加えられるおそれが否定できず、犯罪の予防及び捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから法78条1項5号に該当し、また、効果的な地域警察業務の運営及び活動が阻害され、地域警察活動業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同項7号に該当する旨説明する。

a 本件不開示情報2について

審査会が見分したところ、本件不開示情報2は、「特記事項」欄記載の特別勤務に係る部分のうち、開示請求者に関する部分を除いた情報であって、通報や配備等の有無や方法、その他交番等勤務員の取り扱った事案の概要、取扱場所等の情報が記載されている。

審査会が検討するに、これらの情報は、当該事案の目撃者、関係者等であれば、当該情報を自ら知り得た情報と照合することにより特定の個人を識別できる可能性が認められ、加えて、開示請求者に関する部分は除くとの記載があることから、同情報は、開示請求者以外の個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであって、法78条1項2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

また、本件不開示情報2は、これらの情報を開示することとなると、交番等勤務員の活動状況等が明らかとなり、犯罪を企図する者の行為を容易にし、その結果、交番等勤務員の生命又は身体に危害を加えられるおそれは否定できず、犯罪の予防及び捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であり、法78条1項5号に該当するとともに、ひいては、効果的な地域警察業務の運営及び活動が阻害され、地域警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれも認められることから、同項7号に該当する。

したがって、本件不開示情報2は法78条1項2号、5号及び7号に該当し、不開示が妥当である。

b 本件不開示情報3について

審査会が見分したところ、本件不開示情報3は、特別勤務に係る開示請求者に関する部分を含み、交番等勤務員の活動状況が記載されている。審査会が検討するに、これらの情報を開示することとなると、本件不開示情報2と同様に、交番等勤務員の活動状況等が明らかになると認められることから、法78条1項5号及び7号に該当し、不開示が妥当である。

オ 本件不開示情報 1 から 3 までに係る理由付記について

審査請求人は、本件不開示情報の理由付記について、法 78 条 1 項 2 号、5 号及び 7 号を適用する理由の記載が不十分であり、具体的な事実関係に基づく合理的な理由が示されていないことに加え、本件不開示情報 2 には「開示請求者に関する部分を除く。」と記載されているのに、開示文書が全てマスキングされており、「開示請求者に関する部分」が確認できず、理由と齟齬している等と申し立て、行政手続法 8 条 1 項に違反する等と主張する。

これに対し、実施機関は、本件不開示情報 1 及び 2 以外の不開示とした部分を本件不開示情報 3 としており、同情報に、「開示請求者に関する部分」が含まれているところ、不開示理由として示した以上の理由を明示することは、不開示とした具体的記載内容を説明することとなり、不開示とした趣旨を損なうこととなるから、不開示部分に係る理由付記については十分である旨説明する。

審査会が本件部分開示決定通知書を見分したところ、審査請求人の主張する「開示請求者に関する部分」は、本件不開示情報 3 に含まれ、不開示とされていると認められた。その上で、本件不開示情報 1 から 3 までについて、同通知書の「2 不開示とした部分とその理由」の欄には不開示部分が明記され、根拠規定が法 78 条 1 項各号であること及び不開示とする理由が記載されており、それぞれ客観的に理解できるものとなっていると認められる。

以上のことから、理由付記について、行政手続法 8 条 1 項に違反するとは認められない。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

高世 三郎、北原 一夫、樋渡 利美、峰 ひろみ